

飯豊町告示第56号

飯豊町椿住宅団地住宅取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

飯豊町長 嵐 正 人

飯豊町椿住宅団地住宅取得支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 飯豊町椿住宅団地住宅取得支援事業補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、飯豊町補助金等の適正化に関する規則(昭和53年規則第3号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、移住定住施策の一環として椿住宅団地に住宅を取得した新婚世帯又は子育て世帯に対して支援を行うことを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 飯豊町椿住宅団地宅地分譲要綱(令和元年11月1日付け飯豊町告示第108号)(以下「分譲要綱」という。)第12条に規定する宅地の引渡しが行われた時点において、婚姻届を提出した日から3年以内の夫婦であり、かつ、夫婦のいずれかの年齢が40歳以下の夫婦を含む世帯又は事実上婚姻関係が認められる男女で、かつ、その者のうちいずれかの年齢が40歳以下の者を含む世帯。

(2) 子育て世帯 分譲要綱第12条に規定する宅地の引渡しが行われた時点において、世帯員に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に規定する児童を含む世帯又は出産予定の者を含む世帯。

(補助対象事業)

第4条 町内に定住の意思を有する新婚世帯又は子育て世帯のいずれかが、分譲要綱に基づき分譲された土地に居住の用に供することを目的として住宅を新築し、令和8年4月1日以降に完成した場合、一世帯につき一回に限り補助金として2,000,000円を交付する。

(交付の対象者)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 第3条に規定する新婚世帯又は子育て世帯に属する者であること。

(2) 自己及び同一世帯に属する世帯員全員が町税(国民健康保険税を含む。)、介護保険料、水道料及び保育料等行政サービスを受けるうえで、町に納付義務が発生している全ての公的な納付金を完納している者

(3) 自己及び同一世帯に属する世帯員全員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)でない者又は暴力団員でなくなった日から5年以上を経過した者

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、飯豊町椿住宅団地

住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 椿住宅団地に新築した住宅の所有権を証するもの
 - (2) 椿住宅団地に新築した住宅に住所を異動したことを証する住民票謄本
 - (3) 第3条第1号又は第2号に該当することを証するもの
 - (4) 情報確認承諾書（別記様式第1号）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書を受理し、速やかに審査し適当と認めた場合、飯豊町椿住宅団地住宅取得支援事業補助金決定通知書（様式第2号）により、申請者に補助金の交付の決定を通知する。

（補助金の返還）

第8条 町長は、第7条に規定する補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者から補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年以内に転居若しくは転出し、自らが住宅に居住しなくなったとき又は他人に住宅を貸与し、若しくは譲渡したとき。
- (3) 居住の実態が確認できないとき。
- (4) その他町長が相当と認める事由があるとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、補助金の全額又は一部の返還を免除することができる。

（調査）

第9条 町長は、補助金の交付について必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者から報告を求めるとともに、職員に当該補助金交付に関する帳簿書類を調査させることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の調査を拒むことができない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

飯豊町長 殿

申請者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	世帯主名	

飯豊町椿住宅団地住宅取得支援事業補助金について、下記のとおり申請します。

飯豊町椿住宅団地住宅取得支援事業補助金 2,000,000 円	(取得日: 年 月 日)
---------------------------------	--------------

飯豊町椿住宅団地住宅取得支援補助金申請の審査をするにあたり、次の質問にお答えください。記載内容に偽りがあると、補助金を交付できない場合や交付後であっても返還の対象となることがあります。

1. 申請に係る住宅は、飯豊町に定住する意思を有して、自らの居住の用に供することを目的として取得したものですか。 [は い・いいえ]
2. 申請に係る住宅は、公共事業等に係る建物移転補償を受けていませんか。 [は い・いいえ]
3. 申請人及び申請人と生計を一にする者（予定者を含む）は、暴力団員又は暴力団関係者ではありませんか。 [は い・いいえ]
 ※暴力団員であるか否かの確認のため山形県警察本部に照会することがあります。

飯豊町椿住宅団地住宅取得支援補助金要綱第 8 条に基づく返還請求を受けた場合は、交付を受けた補助金の全部または一部を返還することに同意します。

氏 名 (申請人) _____

▼振込先

金融機関名	銀行・農協・信金・信組・信連・労金	本店・支店
口座番号	(普通・当座)	
(フリガナ) 口座名義		

添付書類

- (1) 椿住宅団地に新築した住宅の所有権を証するもの
- (2) 椿住宅団地に新築した住宅に住所を異動したことを証する住民票謄本
- (3) 第 3 条第 1 号又は第 2 号に該当することを証するもの
- (4) 情報確認承諾書 (別記様式第 1 号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

年 月 日

飯豊町長

殿

住 所
氏 名

情報確認承諾書

飯豊町椿住宅団地住宅取得支援事業補助金交付事務のため、申請者及び申請者の世帯員が町に対して納付義務のある町税等の納付状況及び世帯の状況について、町が確認することを世帯員からも同意を得たので承諾します。

世帯員及び同居予定者一覧

No.	ふりがな 氏 名	生年月日	続 柄	現在世帯員でない場合 その住所を記載
1		T S H R 年 月 日	本 人	
2		T S H R 年 月 日		
3		T S H R 年 月 日		
4		T S H R 年 月 日		
5		T S H R 年 月 日		
6		T S H R 年 月 日		
7		T S H R 年 月 日		
8		T S H R 年 月 日		
9		T S H R 年 月 日		
10		T S H R 年 月 日		
11		T S H R 年 月 日		

様式第2号

飯豊町椿住宅団地住宅取得支援事業補助金決定通知書

指令第 号
年 月 日

申請者 殿

飯豊町長 印

年 月 日付けで申請ありました、飯豊町椿住宅団地住宅取得支援事業補助金について、飯豊町椿住宅団地住宅取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

飯豊町椿住宅団地住宅取得支援事業補助金 2,000,000円